

第1回 北山田留守家庭児童育成室 運営業務委託説明会

平成29年8月23日(水)
北山田留守家庭児童育成室

吹田市： 【出席者】 木戸地域教育部部長、落地域教育部次長
脇谷放課後子ども育成課課長、植村参事、日比課長代理、
大西主査（書記）

【吹田市より資料の説明】

（保護者）

今年度は5 育成室が候補として選定されたとのことですが、なぜ、5 か所のなかがわかりません。直営の全育成室を対象に事業者を募集し、事業者を決めてから、どの育成室を委託先とするかを協議し、決定してもいいのではないのですか。2年連続で候補に選定されながら、結局、事業者が決まらなかった、西山田育成室の例にもあるとおり、委託先が決まっていない段階で保護者説明会を開かれても、今後の保護者会の在り方等、先を見通した話し合いができないので、保護者や保護者会の役員の方々の不安が、かえって大きくなります。

（吹田市）

西山田育成室をはじめ、2年連続委託先が決まらなかった育成室につきましては、保護者の負担の大きさを考慮し、今年度は候補対象外といたしました。委託候補育成室の選定をするにあたりましては、入室希望児童を将来に渡って確実に受け入れることができる施設を確保できる、若しくは確保の見込があることが前提となります。今回、選定した5か所につきましては、今夏に改修工事を行っている、北山田育成室をはじめ、今年度内にプレハブ教室を建設する等により、施設確保ができています、またはできる見通しがある所となっております。それ以外の育成室では、施設整備計画の未決定、児童数推計の不確実性等により、確実な施設確保の保証がないため、今回は、選定先として不相当と判断いたしました。

事業者の決定を先にすべきとのご指摘ではありますが、業務委託する育成室数等を定めずに募集をし、仮に、想定を大幅に上回る事業者が手を挙げた場合でも、一度決定してしまえば、その通りに委託を進めなければなりません。一度に多くの育成室の運営を、直営から移行させようとする、特に丁寧な対応が必要な移行期間に、吹田市職員の関与が少なくなってしまう、4月からの民間委託による運営がスムーズに行われない事も予想されま

す。ただし、この2年間、業務委託が計画通り進んでいないことを反省し、事業者の声にも耳を傾けることの必要性を感じております。

(保護者)

(既に委託を実施している) 千里丘北育成室と北山田育成室とを比較すると、後者の児童数は前者の2倍近くなります。必要な指導員数を確保できるような事業者は本当にあるのでしょうか。

(吹田市)

支援の単位(必要な教室数)ごとに、必要な指導員数が国の基準で定められており、1教室につき最低2名の指導員が必要となっております。仮に、委託決定後に必要な指導員数が揃えられないということになれば、明確な仕様書違反となります。

北山田育成室は3教室での運営が見込まれるため、3教室×2人=6人の教室配置に指導員と、配慮が必要な児童の数・状況に応じた加配要員の合計が、必要な指導員数となります。育成室の運營業務委託に興味を持っている事業者は、今年度については、以前より多いと感じておりますが、事業者が北山田育成室に応募するには、そのような指導員の確保が必要となってまいります。

(保護者)

千里丘北育成室では、指導員の確保ができず、保護者ビラ配りをしたと聞いたのですが、委託先が決定した場合、指導員確保は事業者の責任で行うことになるのですか。

(吹田市)

事業者の責任で行われます。確保の状況をチェックするのが、市の責任となります。

(保護者)

委託であろうと、直営であろうと、指導員から見れば雇われ先が違うだけで、仕事の内容に違いはないと思います。その中で、いかに仕事の魅力をアピールし、人材を確保していくかは、事業者の手腕に委ねられているのでしょうか。当然のこととは思いますが、選定の段階で、確実に指導員を揃えることのできる、事業者を選ぶこととなると思いますが、もし、委託決定後、事業開始までに必要な指導員数を確保できない事態に至った場合、市として何かサポートする用意はあるのですか。

(吹田市)

仮に、ご質問の事態が生じてしまった場合は、指導員欠員のままで業務委託を開始することは想定しておりません。その場合は契約不履行となるため、直営で事業を継続するこ

とになります。

(保護者)

それ(直営での運営継続)はそうなのでしょうか、一旦業務委託契約を結んでおきながら、直前に変わるのであれば、保護者としても負担が大きく、児童も不安になってしまいます。事業者が集めることのできなかつた指導員数は、市が穴埋めしてでも、一度決定した以上は委託で開始するべきと思います。指導員確保が難しいのは、委託でも直営でも同じことと思うので、そういった場合については、市と事業者が協力して確保に努めるべきではないでしょうか。

(吹田市)

大原則としては、確実に指導員を確保できる事業者をしっかりと選定し、事業者の責任で運営体制の確保を行ってもらうこととなります。

なお、千里丘北育成室で保護者がビラ配りをしたという事実はございません。千里丘北育成室では、昨年度から今年度に掛けて児童数の増加により、運営教室数が1から2に増えましたが、事業者はこれを見越して必要な指導員を予め確保しておりました。その結果、事業者の収支は厳しいものとなりましたが、教室数の増加に対する対応は問題ありませんでした。事業者の強い責任感の表れだと認識しております。

(保護者)

そもそも、どうして指導員の確保ができないのですか。年に何度も市報やホームページ等で、かなりの数の指導員を募集しているのを見るのですが、それでも集まらないのは何故ですか。指導員の経験年数加算削減提案が議会で可決されたとも聞いています。市として指導員確保のための有効な手立てを実行し、しっかりと指導員を確保していれば、業務委託をする必要もなくなるはずではないのですか。

(吹田市)

指導員の資格要件として、教員・保育士免許の所持等を定めておりますが、保育園の待機児童問題が社会問題化し、保育士不足が叫ばれる中、条件面で劣る指導員に、保育士の資格を有する者が、集まりにくくなっております。また、教員についても同じようなことが言えます。市として現在の深刻な状況は重く受け止めておりますが、人員確保のための決定的な解決策を、見出せていない状況であります。

(保護者)

今回から委託事業者の選定要件を拡大したとのことですが、西山田育成室等の、昨年度まで候補育成室であったにもかかわらず、事業者の応募がなかった所について、受託の申

し入れがあったとしても、今年度は対象としないのですか。

(吹田市)

今年度につきまして、対象とはなりません。次年度以降の委託先選定におきましては、施設確保の見込み等の要件も確認した上で、再度、候補育成室として選定される可能性はございます。

(保護者)

指導員確保のための委託という理屈がよく分かりません。2年前に青山台育成室の委託を実施する際にも、保護者から質問があったと思うのですが、指導員が長く働けない理由として、非正規雇用のため、生活の安定が見込めないことが指摘されていました。正職員として雇用する等の指導員の処遇改善の希望も出されていたかと思いません。その時は、正職化についてはできない事を、明確に言っていたように思うのですか、この2年間で指導員の処遇改善の面で、何かプラスになることはなされているのですか。

(吹田市)

近隣他市との比較においても、吹田市の指導員の給与水準は低いとは言えないというのが市の見解であります。

一方、この2年間で、指導員不足は更に深刻化しております。要因の一つとしましては、指導員の定着率の悪さと考えております。指導員の早期離職に歯止めをかけることが重要であり、また、より多くの指導員を採用し、必要な指導員数を確保しなければならないと考えております。定着率の改善や、新たな確保策につきましては、対策を講じているところではありますが、様々なご提案もいただいております。実現可能なものにつきましては、採用して行きたいと考えております。

(保護者)

この先、民間委託も進められず、直営の指導員も確保できないということになれば、一体どうになってしまうのですか。

(吹田市)

そのことにつきましては、最も危惧される事態であります。そうならないために、運営業務の委託は、進めて行かなければならないと考えております。

(保護者)

委託になっても保育料は据え置きとなるのですか。

(吹田市)

保育料に変更はございません。保育料につきましては、吹田市全体が同じ額となります。

(保護者)

これまで保護者会で行ってきた各種行事、おやつ提供等につきましては、随時、保護者と事業者が話し合っているのですか。

(吹田市)

これまでの例をご説明しますと、年内に事業者が決定し、年明けから、市の担当者も同席し、保護者の皆様と事業者との懇談会を、複数回開いております。その中で、保育中に提供するおやつや教材の内容、提供方法、費用の徴収方法等につきまして話し合い、両者合意のうえで決定し、進めております。

(保護者)

事業者の選定期間が10月～12月とのことですが、12月末の段階で、どの事業者からも応募がなかった場合、年明けには、来年度は直営で運営されることを、連絡してくれるのですか。

(吹田市)

公募期間が11月前半になるとお思いますので、それまでに応募がない場合につきましては、その時点で、次年度の直営での運営が決定いたします。その際は、速やかに文書で連絡いたします。最終的には、遅くとも年内には決定する予定であります。

(保護者)

先行して直営から委託に変わった育成室については、保護者会の立ち位置は、どのように変わったのですか。

(吹田市)

青山台育成室では、保護者の皆様の間での話し合いの結果、委託を機に保護者会は休止されました。山三育成室と千里たけみ育成室では、委託後も保護者会は存続し、詳しい活動内容は把握していませんが、定期的に会合の場を設けられているようです。その場合につきましては、育成室の部屋を会合の場として使用するは、これまで通り、可能であります。保護者会をどのようにするかを決めるのは保護者の皆様自身であり、市や事業者から、何かを依頼することはございません。

(保護者)

保護者会が今まで実施してきた事業については、委託開始後、保護者・事業者のどちらが主体になって行うかを決めるのも、両者の話し合いによるのですか。

(吹田市)

1月～3月にかけて、複数回、保護者の皆様と事業者との懇談会の場を設けたいと考えております。その中で、決めていきたいと考えております。

(保護者)

昨年度は、委託候補として6育成室が選定され、実際に委託が決定したのは1育成室のみでしたが、委託に至らなかった5育成室については、どの事業者からも手が挙がらなかったのでしょうか。それとも、手は挙がったが選考の結果、要件を満たしてないと判断されたのでしょうか。また、委託された千里たけみ育成室については、複数の事業者が手を挙げ、選考の結果、現在の委託事業者が決定されたのでしょうか。

(吹田市)

昨年度につきましては、千里たけみ育成室を受託した1事業者からのみ応募があり、その他の育成室では、手が挙がりませんでした。一昨年の青山台育成室・山三育成室につきましては、それぞれ1事業者から応募があり、また、更に前年度の千里丘北育成室につきましては、3事業者からの応募があり、選考により現在の事業者が決定されております。

(保護者)

市で採用している指導員については、教員または保育士の資格を有すること、もしくは、児童福祉事業に2年以上の経験を要することが応募要件になっているとのことですが、委託先で採用される指導員については、資格要件が異なっているのですか。

(吹田市)

指導員の配置につきましては、国の基準、及び吹田市の留守家庭児童育成室条例施行規則で定めがございます。それに基づき直営の育成室の指導員を配置しております。それにつきましては、委託育成室でも同じであります。

(保護者)

育成室に配置する指導員数については、教室数ごとの人数と、配慮が必要な児童への加配要員数との合計とのことでしたが、事業者に対しては、市から何人揃えるようにとの指示があるのですか。また、その数を事業者が揃えられない場合は、委託は実施されないのですか。

(吹田市)

教室配置に必要な指導員数につきましては、推計児童数に基づき、予想される運営教室数が仕様書に明記されますので、そこから分かります。配慮が必要な児童への加配人数につきましては、予め、直営実施の場合なら何人必要化の目安を示し、最終的に事業者が決定することとなります。指導員の配置につきましては、大変重要な事項となりますので、事業者選定等委員会でも、ヒアリング等を行なう必要かあると考えております。その場において、しっかりとした回答を示すことができない事業者につきましては、選定されるべきではないと考えております。

(保護者)

業務委託の契約期間は3年とされていますが、3年経過後はどのようなのですか。委託決定後、1月～3月にかけて、保護者と事業者との話し合いがあるとのことでしたが、3年ごとに同じことを繰り返さなければならないのですか。

(吹田市)

放課後子ども育成課としましても、ある程度長い期間での契約を望んでいますが、10年や20年の契約を締結することはできません。短期間で事業者が入れ替わると、保育の継続性を保てないため、子供たちへの影響が懸念されるような、福祉事業等の場合につきましては、随意契約という方法により、契約を更新できる仕組みがございます。今年度から立ち上げました、育成室委託事業者選定等委員におきましては、新規に委託する育成室の事業者の選定だけでなく、契約満了となる育成室につきましては、その事業者が引き続き契約を望む場合、事業実績を客観的に評価し、次年度以降、継続して運営することが子供たちにとって望ましいかどうかを判断することになっております。そこで、良好な評価を得た場合は、市の手続きを経た後、随意契約による契約更新が可能となります。現在、今年度で契約最終年度となっております、千里丘北育成室におきまして、審査を行っております。良好な評価がなされれば、5年間の随意契約を締結することが可能となります。

(保護者)

今年度、委託候補に挙げた5育成室が選ばれた理由について、施設確保の状況等の説明がありましたが、その説明だけでは、北山田育成室が選ばれたことに納得することができません。例えば、全育成室について項目ごとに点数化し、上位5か所が選ばれたということなら納得できるのですが、そのような資料は無いのですか。見せることができない場合でも、話せる範囲内で、教えてもらうことはできないのですか。

(吹田市)

内部では資料を作成し、それを基に5育成室を選定しておりますが、大変申し訳ありませんが、他の育成室への影響も考慮すると、これを開示することは望ましくないと考えております。選定基準の一例を口頭でお話ししますと、先ほども申しました、増加する児童を、確実に受け入れることが可能な施設整備の状況が挙げられます。しかし、それだけでは、北山田育成室と同等の施設整備がなされている、他の育成室が選定されなかった理由にはならないのですが、他の育成室につきましては、市役所内で掴んでおります、開発計画の情報等を組み合わせると、児童の急増が見込まれるため、選定対象から外すこととなってからであります。

(保護者)

もう少し詳しい説明をお願いします。

(吹田市)

児童推計については、おおむね「住民基本台帳の児童数」と「新規の大規模開発により新たに出現する児童の推計」の合計により、小学校区ごとに推計児童数を算出いたします。次に、その児童推計に、育成室ごと、学年ごとの過去の入室率を、近年の上昇傾向を補正した推定入室率を掛け、育成室の推定入室児童数を算出いたします。これを基に、育成室として使用する教室の整備計画を行います。

更に、必要教室数が同じ育成室におきましては、教室の立地条件を比較いたします。小学校の普通教室から一定離れており、かつ育成室の各教室同士が隣接しているほど、育成室として独立した運営が可能となります。そのような育成室につきましては、委託事業者にとっても運営し易いと判断しております。

以上の項目を総合して、今回、北山田育成室を選定いたしました。

(保護者)

委託を進める理由は、指導員不足を解消するためということですが、それならば、今後、児童数の増加が見込まれる育成室の委託を優先的に進める方が、委託の効果が大きいのではないのですか。児童数が安定すると推測される北山田育成室を委託する理由が分かりません。

(吹田市)

市内36育成室のすべてで、入室率が増加しており、決して北山田で児童数が安定して推移するという意味ではございません。児童数がある程度増加しても、確保している施設で受け入れ可能という意味合いで、安定しているという言葉を使用いたしました。誤解を与えてしまい、申し訳ありませんでした。

(保護者)

委託予定育成室が、3でも6でもなく、5か所なのはなぜですか。

(吹田市)

計画では、業務委託育成室を概ね12か所としておりますので、後、8育成室の業務委託が必要ですが、事業者選定後、1月～3月にかけての、保護者の皆様と事業者との話し合いをしっかりと行い、万全の準備を整えた状態で4月を迎えるためには、放課後子ども育成課の体制として5か所が限界というところからきております。

また、5か所の育成室の運営を委託することにより、20人程度の指導員の欠員を埋めることができると考えており、保育の質の維持・向上が期待できます。

(保護者)

引き継ぎ保育についてですが、資料には「延べ10日以上」行う必要があるとされています。極端な事ではありますが、事業者の担当が1人だけ来て、短時間話をするだけでも1日という扱いになり、日数を満たすだけの表面的な引き継ぎになる恐れがございます。そのようなことで、アレルギーの有無や、児童同士の関係性など、細かな配慮が必要な事項をきちんと引き継ぐことができるのですか。

(吹田市)

仕様書にございます10日につきましては、主任指導員を中心に、実際に保育の現場に入り、児童との関係づくりを行う日数を意味しております。これに加えて、指導員同士の話し合いや、書類の引き継ぎのための時間も十分に取り予定をしております。市の担当者も立ち会い、4月から、万全の状態での保育を開始できるように、中身の濃い引き継ぎを行なってまいります。

(保護者)

引継ぎ保育の期間中に、新しい指導員と保護者が話す機会はあるのですか。

(吹田市)

仕様書に明記されている訳ではございませんが、延長保育の時間であれば、新しい指導員と話をすることも可能であります。そういった機会があれば、積極的に話をするように調整してまいります。

また、丁寧な引き継ぎを実施するために、個別懇談を行い、新しい指導員と面談する機会を設ける予定ですので、保護者の皆様には、ご協力をお願いいたします。

(保護者)

これまでは、募集をしても手を挙げる事業者がなかったと思うのですが、今回の北山田育成室に関して、応募はありそうかですか。

(吹田市)

北山田育成室という限定ではございませんが、昨年度までに比べ、全体的に事業者からの問い合わせが増えていると感じております。吹田市が育成室の運営業務委託に取り組んでいることが、浸透してきているのかもしれませんが、ただ、問合せが増えていることが、そのまま応募数の増加につながる訳ではないとは思っております。

(保護者)

市職員による巡回については、抜き打ちで行うのですか。それとも、事前連絡の上で行うのですか。

(吹田市)

どちらの方法でも実施しております。

(保護者)

引き継ぎ保育について、市の担当者が関わり、丁寧に行っていることは理解できましたが、市の担当者が変わっても、同じ水準の引き継ぎ保育が実施できるよう、担当課内部で引き継ぎ項目を定めたりしているのですか。

(吹田市)

育成室事業につきましては、市が主体となり、市の責任で実施しております。担当者が変わったからといって、業務水準が低下することは許されません。担当者が変わったとしても、万全の引き継ぎが行われるように、しっかりと対応してまいります。

(保護者)

苦情等の対応について、事業者に対し「誠意を持って適切な対応に努め、解決を図る」ことを求めています。仮に事業者が解決に導けなかった場合は、苦情・相談窓口はどうなるのですか。

(吹田市)

事業者の対応等で何か不都合がありましたら、放課後子ども育成課にご連絡ください。苦情等につきましては、放課後子ども育成課が責任を持って対応してまいります。また、事業者に伝える前であっても、市にお伝えいただきたいと思っております。

(保護者)

今日の資料として「共通仕様書」が提示されているのですが、仕様書とは別に契約書があるのですか。契約書の中身を保護者が見ることはできるのですか。

(吹田市)

契約書につきましては、ひな形をお示しすることはできます。委託金額等の詳細につきましては、仕様書とは別に募集要項があり、そちらも公開しております。それらにより、契約内容を知ることができます。

(保護者)

先の質問の理由は、事業者が保護者とのトラブルを解決できなかった場合の対応等について、契約書に定めがあるのかを知りたかったからです。トラブル対応については、仕様書の記載のみということですか。

(吹田市)

仕様書の「誠意を持って適切な対応に努め、解決を図る」ことを求める項目に反し、事業者が適切な対応を怠ったとすれば、仕様書違反により契約解除に至ることもあり得ます。

(保護者)

契約解除という話が出ましたが、契約違反による年度途中の契約解除、又は、契約期間満了後に事業者が契約更新を希望しなかった場合は、直営に戻るのですか。それとも、新たな委託先を探すことになるのですか。保育が中断されるようなことはないのですか。

(吹田市)

事業者が契約更新を希望しない場合は、新たな委託事業者を探すこととなります。万が一、契約期間中の契約解除がありましたら、一旦、直営に戻し、再度委託するかどうかは、その時々状況により判断することとなります。いずれにしても、保育が中断されないよう、市が責任を持って対処いたします。

(保護者)

委託から直営に戻るケースについての言及がありましたが、その場合、延長保育の時間はどうなるのですか。直営に戻っても 19 時までとなるのですか。

(吹田市)

開室時間につきましては、できるだけ早期に、全ての育成室で 19 時までとする予定をしております。現在の直営育成室では、指導員の欠員が多く、また、指導員の勤務条件変更

への調整もできておりませんので、実施には至っておりませんが、将来的には全育成室で19時までの開室時間としてまいります。仮に、ご指摘のような事態になってしまったとしても、サービスの後退を前提としないように努めてまいりたいと考えております。

(保護者)

開室時間については、小学校長期休業期間中は8時からにしてほしいという要望も多いと思います。委託事業者が決まった後、開始時間の前倒しについて事業者と相談することはできるのですか。

(吹田市)

開設時間を8時からにすることへのニーズにつきましては、承知しております。19時までの延長とともに、取り組むべき課題と認識しておりますが、これまで19時までの延長ニーズの方がより大きいと判断しており、まず、そちらを優先的に実施していく方針であります。委託育成室のみ、8時からの開室と19時までの開室とを同時に実施することとなりましたら、直営育成室との格差が大きすぎ、公平さに欠けるという懸念がございます。

(保護者)

事業者選定等委員会の特別委員についてですが、委員会の開催時期、開催場所、出席回数、討議すべき内容を教えてください。また、特別委員は会議を構成する定数としてカウントされるのですか。

(吹田市)

11月～12月にかけて、2回の委員会にご出席いただき、当該育成室の運営業務の委託を希望する事業者の選定に関する事項について、ご参加いただきたいと思います。場所につきましては、吹田市役所本庁、もしくは吹田市教育委員会がある、JR吹田駅前の吹田さんくす三番館を予定しております。特別委員につきましては、委員会を構成する正式な委員として、特別委員を含む過半数の委員から、規定以上の評価を得られなければ、事業者が選定されることはございません。なお、特別委員の方には、1回の委員会出席につき、謝礼として、わずかではございますが、8,400円の報酬をお支払いいたします。

(保護者)

特別委員には守秘義務が課されるのですか。

(吹田市)

特別委員を含む委員全員には、一定の守秘義務が課されます。ご自身が特別委員に選ばれたこと自体は秘匿する必要はございませんが、他の委員の氏名、応募事業者の情報等、

委員として知りえた情報を外部に漏らすことは禁じられております。

(保護者)

本日の説明会開催は非常に急な話で、保護者全体への連絡が大変でした。来られなかった保護者も多くいます。できればもう一度説明会を開いてもらえるのですか。

(吹田市)

説明会につきましては、再度開催させていただきます。全ての候補育成室の説明会を行い、そこでいただいたご意見を仕様書等にできるだけ反映させていただきます。再度、説明に伺わせていただきたいと思いますと思っております。

本日は、遅い時間まで誠にありがとうございました。